

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 備 考 |
|-----------------------------|---|----------|---|---------------|---|------------|------------|---------|--------------|--------|
| 1 R 4 機械設備維持管理システム保守管理業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (株)長大 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町2-324-1 | 5010001050435 | 本業務は、機械設備維持管理システムについてクラウド環境下におけるシステムの改良を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、各施設の維持管理遂行に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、河川及び道路における土木機械設備の点検・整備・故障などのデータを蓄積し、そのデータを基に設備の状態監視や傾向管理支援など、機械設備における維持管理の効率化を目的とした重要なシステムであり、システムの障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、本システムのシステム構成を熟知し、把握したうえで、改良及び保守作業を行わなければならないため、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定 第13条1 (b) 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第2号 | 25,135,000 | 24,970,000 | 99.34% | | |
| 2 R 4 新技術情報提供システム改良等業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本工営(株) 東京支店 東京都千代田区麹町5-4 | 2010001016851 | 本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システム(NETIS)について、クラウドサーバの調達・管理、システム保守及び利用者の利便性向上のためのシステム改良を行うことを目的とする。 本システムは、新技術の活用促進を目的として、国交省職員及び一般向けに新技術に係わる情報をインターネット上で共有及び提供するための重要なシステムであり、システムの障害発生時や機能改善を目的としたシステム改良等について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、本システムのシステム構成を熟知し、把握したうえで、改良及び保守作業を行わなければならないため、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定 第13条1 (b) 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第2号 | 52,525,000 | 52,525,000 | 100.00% | | |
| 3 R 4 関東管内水位表示システム運用業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | パシフィックコンサルタンツ(株) 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22 | 8013401001509 | 本業務は、関東管内の河川事務所で設置している簡易水位計の情報等を提供できるように構築した「関東管内水位表示システム」の運用等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 パシフィックコンサルタンツ株式会社は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1 (b) 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第1号 | 非公表 | 22,099,000 | #VALUE! | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|---------------------------|---|----------|---|---------------|--|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 4 R 4 入札契約手続支援システム改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 東芝デジタルソリューションズ(株)官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀 川町72-34 | 7010401052137 | 本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続に特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良・更新について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良・更新及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である左記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定 第13条1(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第2号 | 78,820,845 | 78,760,000 | 99.92% | | |
| 5 R 4 明治記念大磯邸園企画運営業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (公財)神奈川県公園協会 神奈川県横浜市中区扇 町3-8-8 | 7020005009672 | 本業務は、明治記念大磯邸園において、行催事の企画立案や利用者サービスなど邸園の運営を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人神奈川県公園協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第12条第1項第1号 | 44,022,000 | 44,022,000 | 100.00% | | |
| 6 R 4 建設副産物情報提供業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5-2-20 | 4010405010556 | 本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。 建設副産物の排出計画・実績情報や建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報は、建設副産物の適正処理のため必要不可欠な情報であることから、正確かつ、効率的に提供を受ける必要がある。(一財)日本建設情報総合センターではプログラム及びデータベースの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムにおいて、建設副産物及び建設発生土の情報を、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 | 非公表 | 10,945,000 | - | | |
| 7 R 4 工事・業務実績情報提供業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5-2-20 | 4010405010556 | 本業務は、入札契約手続に必要となる公共工事や業務の受注実績、技術者情報を関東地方整備局に提供し、職員による審査業務を可能とすることを目的としている。 工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続における競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。工事・業務実績及び技術者に関する情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する工事実績情報システム及び業務実績情報システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 | 非公表 | 9,928,600 | - | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|---------------------------------|--|----------|---|---------------|--|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 8 R 4 関東地方整備局ホームページ等運営支援業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年4月1日 | 日本レコードマネジメント(株) 東京都千代田区鍛冶町 2-9-12 | 3010001033961 | 本業務は、関東地方整備局で展開する広報活動のうち、ホームページ及びイントラネットの運営支援を目的とする。 このうちホームページについては、災害時の情報提供や各種の行政手続案内に活用しており、これらの情報を迅速かつ正確に掲載する必要があることから、業務を履行する者は、Webに関する各種の知識や経験を有することや、ホームページを構築するためのCMS（コンテンツマネジメントシステム）の運用に関する技術を保有していることが必要である。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 | 14,985,300 | 14,960,000 | 99.83% | | |
| 9 R 4 企業情報提供業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町 3番地麹町スクエア | 4010005000180 | 本業務は、工事の入札及び契約手続において、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、不良・不適格業者の排除に必要な情報の提供を受け、これを活用することにより、公共工事の入札及び契約の適正化を促進することを目的として、一般財団法人建設業技術者センターが保有している建設業者に関する情報、技術者に関する情報、技術者の専任に関する情報及び工事実績情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。 上記法人は、建設業者の資格審査や施工体制の確認等に必要情報を収集、整理した「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理し、公共工事の発注者に限定して情報提供を行っている唯一の法人である。 よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 非公表 | 2,970,000 | - | | |
| 10 R 4 「iJAMP」情報提供業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年4月1日 | (株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目 15番8号 | 7010001018703 | 本業務は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。 関東地方整備局をはじめ国土交通本省及び各地方整備局では、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成や変更等幅広い業務を担っている。こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要があるところ、定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方公共団体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。 このため、多数の職員が同時に情報を収集できる官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方公共団体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスが必要となる。 情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、(株)時事通信社は、独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、多数の職員が同時に情報収集をリアルタイムで把握できるサービスを提供できる唯一の業者である。 よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 14,916,000 | 14,916,000 | 100.00% | | |
| 11 R 4 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21 | 5010405000762 | 本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）が、宅建業免許に係る審査事務等に際して専用システムから入力する業者情報を電算処理し、これをデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営を行うものである。 このシステムの運用により、免許行政庁間で業者情報等を共有することで、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、宅建業免許に係る審査事務等においては全免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、当該法人は専用システムの管理運営を平成2年度から現在まで行っており、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての免許行政庁が当該法人と契約している。 以上の事由により、当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 2,240,485 | 2,240,485 | 100.00% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|----------------------------------|---|----------|--|---------------|---|---|---|---------|------------------|---------------------------------|
| 12 R4 建設業情報管理システム電算処理業務（単価契約） | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 | 5010005017785 | 本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「許可行政庁」という。）が建設業許可に係る審査事務等に際して専用システム（以下「C I I S」という。）から入力する業者情報を電算処理しデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営も行うものである。 このシステムの運用により許可行政庁間で業者情報等を共有することで、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止や許可審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、建設業許可に係る審査事務等においては全許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、C I I Sはオンラインネットワーク化された当初（昭和62年度）より現在に至るまで当該財団法人が開発及び管理運営を行っているため、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在、全許可行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、当該財団と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | システム基本料 ¥55,000 (1ユーザ10当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ¥4,070 (1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ¥702 (1処理当たり) | システム基本料 ¥55,000 (1ユーザ10当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ¥4,070 (1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ¥702 (1処理当たり) | 100.00% | | 単価契約 調達予定 総額 9,924,400 |
| 13 R4-5 東京国道事務所共同溝監視業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 | 4010001062563 | 本業務は、東京国道が管理する共同溝（約120km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者である。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 非公表 | 2,480,500,000 | — | | |
| 14 R4-5 横浜国道事務所共同溝監視業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 | 4010001062563 | 本業務は、横浜国道が管理する共同溝（約50km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者である。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 非公表 | 497,200,000 | — | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員 の数 | 備 考 |
|--------------------------|---|----------|--|---------------|---|------|-------------|-----|------------------|--------|
| 15 R4-5千葉国道事務所共同溝監視業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9 | 4010001062563 | <p>本業務は、千葉国道が管理する共同溝（約2.4km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該企業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該企業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> | 非公表 | 205,700,000 | — | | |
| 16 R4-5相武国道事務所共同溝監視業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9 | 4010001062563 | <p>本業務は、相武国道が管理する共同溝（約1.0km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>当該企業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、当該企業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> | 非公表 | 100,870,000 | — | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|-------------------------------|---|----------|---|---------------|--|------------|------------|---------|------------------|-----------------------------|
| 17 R4-5大宮国道事務所共同溝監視業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 日本ユーティリティサービス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 | 4010001062563 | 本業務は、大宮国道が管理する共同溝（約3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する監視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 非公表 | 26,730,000 | — | | |
| 18 R4危機管理型水位計運用システム利用業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | (一財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3 | 3010005000132 | 本業務は、関東地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報を携帯電話回線を通じ、事業者が構築した危機管理型水位計運用システム（以下「システム」）に収集し、河川管理者、市町村、一般住民に対して提供するものである。 危機管理型水位計の運用にあたっては、洪水時の河川水位情報を幅広く提供し活用するため、国、地方公共団体と共同して運用することとしている。 システムの運用については、国・地方公共団体で構成する「危機管理型水位計運用協議会」において、全国的に危機管理型水位計の情報を収集し速やかに一般住民に公開・提供できるシステムを運用する事業者として一般財団法人河川情報センターを選定しているところであり、現在、システムを運用できる唯一の事業者である。 よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 8,181,311 | 8,181,311 | 100.00% | | 単価契約 (契約単 価×予定 数量) |
| 19 R4特殊車両オンライン申請システム用サーバ賃借 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月1日 | 東芝デジタルソリューションズ(株)官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 | 7010401052137 | 本件は、特殊車両通行許可申請システム（以下「既存システム」という）を構成するサーバの再賃借を行うものである。 当初、令和4年4月から、システムを構成するサーバを新たに賃借（以下「新賃借サーバ」という）して、既存システムからのシステム移行を予定していたが、道路法の一部改正に伴い、新たな特車制度が創設され、新制度に対応したシステムの構築を行うこととなったため、新賃借サーバのシステム構築、新制度に対応したシステムとの連携及びシステム全体の移行の工程等を見直す必要が生じた。 新賃借サーバの運用を開始するためには、システムの構成変更、新制度に対応したシステムとの連携のための改修、物品の調達、データ移行及びシステム構築の期間が必要であるだけでなく、段階的な工程を踏む必要があり、約9ヶ月程度の期間を要する。 その移行工程中に既存システムの運用を停止することは、特殊車両の運行許可等を必要とする事業者等に多大な影響をもたらすため、新賃借サーバへの移行が完了するまでの期間中についても、運用を行う必要がある。 特殊車両の運行許可申請の運用環境に合わせた設計仕様を満足するサーバの確保や導入準備等を踏まえると、新賃借サーバの運用開始までの期間、暫定的にシステムへの移行を円滑に実施できる者は既存システムのサーバ賃借を契約している左記業者以外に存在しない。 以上の理由により、左記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 66,250,800 | 66,250,800 | 100.00% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|---------------------------------|---|-----------|---|---------------|---|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 20 R 4「積算資料」材料単価等電子データ購入 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月4日 | (一財) 経済調査会 東京都港区新橋6-1 7-15 | 1010005002667 | 本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「積算資料」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムの登録が必要となる電子データを購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「建設物価」のデータと平均化処理を行い、関東地方整備局が利用している土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものであり、資材価格データは物価資料発行元である下記事業者が提供しているところであるが、左記事業者からデータの提供を受けた者も価格データを使用することが可能であると考えられる。 このため、上記の状況から左記事業者を特定予定者とし、他に本購入への参加意思があり、本データの提供が可能な者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 | 8,108,100 | 8,107,000 | 99.99% | | |
| 21 R 4「建設物価」材料単価等電子データ購入 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月4日 | (一財) 建設物価調査会 東京都中央区日本橋大 伝馬町11-8 | 6010005018675 | 本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムの登録が必要となる電子データを購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い、関東地方整備局が利用している土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものであり、資材価格データは物価資料発行元である左記事業者が提供しているところであるが、左記事業者からデータの提供を受けた者も価格データを使用することが可能であると考えられる。 このため、上記の状況から左記事業者を特定予定者とし、他に本購入への参加意思があり、本データの提供が可能な者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 | 9,640,400 | 9,640,400 | 100.00% | | |
| 22 R 4 第70回利根川水系連合・総合水防演習運営実施業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月4日 | (株) サードセンス 東京都千代田区神田淡 路町1-11-8 | 9010001091905 | 本業務は、第70回利根川水系連合・総合水防演習の実施にあたって、演習を円滑かつ効果的に行うために運営計画を検討の上、演習の運営・進行管理及び会場の設営・撤去等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社サードセンスは、企画提案書をふまえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 | 79,728,000 | 79,695,000 | 99.96% | | |
| 23 R 4 関東地方整備局人材育成支援検討業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年4月26日 | (一財) NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1- 10-11 | 4010905000040 | 本業務は、関東地方整備局職員の説明力向上に必要な人材育成支援や今後に向けた検討提案を行うことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、実施する各研修の目的・内容・対象者などを踏まえ、より効果の高い研修とするための工夫点と実施方法について、企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 一般財団法人NHK放送研修センターは、企画提案書をふまえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 | 2,860,000 | 2,769,958 | 96.85% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員 の数 | 備 考 |
|----------------------------|---|-----------|---|---------------|--|-------------|-------------|---------|------------------|--------|
| 24 R3 特殊車両通行許可システム他改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年5月12日 | (株)建設技術研究所 東京本社 東京都中央区日本橋浜 町3-21-1 | 7010001042703 | <p>本業務は、特殊車両通行許可システム（以下「本システム」という）における、通行許可申請を行うシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行うものである。</p> <p>本システムは、特殊車両の通行許可制度における申請手続きを、オンラインによって行うシステムであり、改良にあたっては、特殊車両の通行許可の業務に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。</p> <p>このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1（b） 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第2号</p> | 458,126,900 | 458,126,900 | 100.00% | | |
| 25 R3 特殊車両通行確認システム改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年5月13日 | R3 特殊車両通行確認システム改良業務建設技術研究所・日立製作所・共同提案体 東京都中央区日本橋浜 町3-21-1 | 7010001042703 | <p>本業務は、特殊車両通行確認システム（以下「本設備」という）における、通行確認申請を行うシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行うものである。</p> <p>本システムは、特殊車両の通行確認制度における申請手続きを、オンラインによって行うシステムであり、改良にあたっては、特殊車両の通行確認の業務に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。</p> <p>このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1（b） 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第2号</p> | 374,604,285 | 374,604,285 | 100.00% | | |

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員 の数 | 備 考 |
|---------------------------------|---|-----------|--|---------------|--|-------------|-------------|---------|------------------|--------|
| 26 R 3 画像認識型交通量観測装置改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年6月15日 | 富士通（株）社会システム事業本部関東ビジネス部 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター | 1020001071491 | 本業務は、観測精度向上を目的とした機能追加を行う改良を実施するものであり、作業時には道路管理業務利用への影響を最小限にする必要がある。そのため、本装置に機能追加を行うためにはシステムに精通し、かつ関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である下記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1(c) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第2号 | 28,435,000 | 28,435,000 | 100.00% | | |
| 27 R 4 大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年6月24日 | (公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 | 2010005004175 | 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、運送事業者、荷主及び社会一般に対する特殊車両通行制度に関する効果的な広報手法について技術提案を求め、企画競争により業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 | 9,933,000 | 9,933,000 | 100.00% | | |
| 28 R 4 高濃度PCB廃棄物処理委託（東京国道） | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年7月5日 | 中間貯蔵・環境安全事業（株）北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14-7 | 2010401053420 | 本業務は、関東地方整備局管内の東京国道事務所で保管・管理している高濃度のPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有した道路照明用安定器等を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）」に基づき処理を行うものである。 当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行う必要があり、東京都が定めている「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として左記業者のみを規定している。 よって、法令等の規定により当該業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 143,528,000 | 143,528,000 | 100.00% | | |
| 29 R 4 公共事業労務費調査オンラインシステム運用検討業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年8月4日 | 東芝デジタルソリューションズ（株）官公営事業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 | 7010401052137 | 本業務は、オンラインシステム方式を活用した公共事業労務費調査の本格運用を行うにあたり、令和3年度に開発したオンラインシステムの試行を行うとともに、利用者からの改善意見を取りまとめ、システムの改修を行うための業務である。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、オンラインシステムの本運用を見据えた試行の留意点について技術提案を求め、企画競争により業者選定を行った。 東芝デジタルソリューションズ株式会社は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条1(b) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 65,999,912 | 65,945,000 | 99.92% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|----------------------------------|--|-----------|--|---------------|--|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 30 R 4 統合道路情報システム改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年8月4日 | 日本無線（株） 関東支社 東京都三鷹市牟礼 6-2 1-1 1 | 3012401012867 | 本業務は、本局設備の統合道路情報システムにて受信している高速道路会社の交通量データを、中国地整に整備された全国交通量集約サーバーに配信するための改良を実施するものであり、作業時には道路管理業務利用への影響を最小限にする必要がある。そのため、本装置に機能追加を行うためにはシステムに精通し、かつ関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である下記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 9,130,000 | 9,130,000 | 100.00% | | |
| 31 R 4 関東地方整備局の職員採用に関わる広報関係業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年8月4日 | ニッセイエプロ（株） 東京都港区西新橋 1-1 8-1 7 | 8010401021636 | 本業務は、関東地方整備局の採用活動において、就活生等に対し、仕事内容や職員の働き方ややりがいについて、正確に情報発信し、関東の地域づくりに興味があり、やる気・熱意がある人を採用していくため、HPの改良や広報用の映像等を作成する業務である。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 ニッセイエプロ株式会社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 4,983,000 | 4,972,000 | 99.78% | | |
| 32 R 4 技術者情報データベース管理システム改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年9月26日 | TDCフューテック（株） 東京都中央区東日本橋 3-6-1 1 | 5010401012984 | 本業務は、技術系職員の技術的な資格の取得状況等を総合的に管理し、効果的な人材活用を図るため、関東地方整備局独自の技術情報データベース管理システムの改良及びデータ更新を効率的に行うため、関連システムの改良を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、技術者情報の更新を効率的に行うためのデータベース及び関連システムの改良手法について企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 TDCフューテック株式会社は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 5,368,000 | 4,950,000 | 92.21% | | |
| 33 R 4 三ツ峠局レーダー雨量計設備修理 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1 | 令和4年9月28日 | 三菱電機（株） 関越支社 埼玉県さいたま市中央区 新都心 1 1-2 | 4010001008772 | 本設備は三菱電機株式会社が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 14,993,000 | 14,993,000 | 100.00% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の 数 | 備 考 |
|------------------------------------|---|------------|---|---------------|--|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 34 R 4 新横浜局ほか レーダ雨量計設備交 換修理 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年9月30日 | 東芝インフラシステムズ(株)通信システムソリューション営業部 神奈川県川崎市幸区堀 川町72-34 | 2011101014084 | 本設備は東芝インフラシステムズ株式会社が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 13,816,000 | 13,816,000 | 100.00% | | |
| 35 R 4 関東地方整備局 ほかレーダ雨量計設 備修理 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年10月20日 | 東芝インフラシステムズ(株)通信システムソリューション営業部 神奈川県川崎市幸区堀 川町72-34 | 2011101014084 | 本設備は東芝インフラシステムズ株式会社が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 11,110,000 | 11,110,000 | 100.00% | | |
| 36 R 4 技術提案評価支 援システム改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年10月25日 | 富士通 Japan (株)埼玉支社 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町1-11-2 0 | 5010001006767 | 当該システムは、総合評価落札方式による本官工事（WTO-S 型、施工能力 I 型等）を対象として、技術提案及び評価結果をデータベース化し、類似工事のテーマ設定や技術提案評価結果の検索、入契委員会用帳票出力、競争参加資格確認通知書の作成機能等を秘匿性の確保を行い提供するもので、技術審査業務に不可欠なシステムである。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、企業としての高い信頼性を有するとともに総合評価落札方式における技術審査業務を熟知し、当該システムの既存機能に影響を及ぼすことなく改良を実施できる技術的能力を有する者に改良を行わせる必要がある。 このため、当該システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 14,795,000 | 14,696,000 | 99.33% | | |

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員 の数 | 備 考 |
|----------------------------|---|------------|--|---------------|---|------------|------------|---------|------------------|--------|
| 37 R 4 道路防災・減災に関する広報業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年11月16日 | (株)電通東日本第2 ビジネスプロデュース 局さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町1-7-5 | 1010401050996 | 本業務は、自然災害発生後の道路啓開などの対応や事前の備えとしての道路事業における対策等を周知するため、道路の防災・減災に関する広報(オンラインシンポジウムを想定)を実施し、防災意識をいっそう高めるとともに、災害時における迅速且つ円滑な災害対応が可能となる環境の醸成を目的としている。 本業務を遂行するためには高度な企画力を必要とすることから、関東地方整備局の道路事業における取り組みをふまえ、道路利用者や住民の防災意識をいっそう高めるために必要な効果的な広報のポイントについて技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社電通東日本は企画提案書 をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 13,970,000 | 13,970,000 | 100.00% | | |
| 38 R 4 プローブ情報システム設備改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年11月16日 | 沖電気工業(株)首都 圏営業本部 東京都港区虎ノ門1- 7-12 | 7010401006126 | 本業務は、プローブデータの解析等の処理や表示に使用するデジタル道路地図の更新及び更新に伴う定数設定の変更、インターネット閲覧ソフトMicrosoft Edge 対応及びセキュリティ対策として、Apache log4j 脆弱性改修対応を行う。また、外部接続機関との接続監視機能を追加する改良を行うものである。 プローブ情報システムは、円滑かつ効率的な道路管理を目的に、逐次変化する道路情報を収集し、関連する各種システムへ配信することにより、道路管理者のみならず一般の道路利用者へ情報提供を行っているシステムである。改造に当たっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 78,397,000 | 78,397,000 | 100.00% | | |
| 39 R 4 路車間中央処理装置改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年11月16日 | 沖電気工業(株)首都 圏営業本部 東京都港区虎ノ門1- 7-12 | 7010401006126 | 本業務は、道路情報を集約する「路車間中央処理装置」において、年度更新されるDRM地図情報に対応するためのVICSリンク情報の更新及び道の駅一時退出の監視強化を目的とする監視機能を追加する改良を実施するものである。 路車間中央処理装置は、円滑かつ効率的な道路管理を目的に、逐次変化する道路情報を収集し、関連する各種システムへ配信することにより、道路管理者のみならず一般の道路利用者へ情報提供を行っているシステムである。改造に当たっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 22,220,000 | 22,220,000 | 100.00% | | |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員 の数 | 備 考 |
|---------------------------|---|------------|---|---------------|---|-------------|-------------|---------|------------------|--------|
| 40 R 4 道路の国土強靱化対策に関する広報業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年11月24日 | 全国地方新聞社連合会 東京都港区東新橋2-4-6-7階 | | 本業務は、防災・減災・国土強靱化のため、地域毎に特性を持つ道路防災のあり方について発信し、災害に強い国土幹線道路 ネットワークの構築の必要性を周知するため、新聞広告等による広報を行い、防災意識向上のための環境を醸成することを目的としている。 本業務を遂行するためには、高度な企画提案を必要とすることから、防災・減災・国土強靱化のため、道路ネットワークの活用や機能強化など、地域特性に応じた防災機能向上のあり方 について、より効果的に周知するための技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 全国地方新聞社連合会は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 21,307,000 | 20,993,500 | 98.53% | | |
| 42 R 4 全国道路施設点検データベース情報提供 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和4年12月19日 | (一社)日本みち研究所 東京都江東区木場2-15-12 | 8010605002135 | 本業務は、道路施設（道路橋、トンネル、舗装、道路附属物、土工）の諸元、点検データの他、より詳細なデータを一元管理する全国道路施設点検データベースを活用することにより、維持管理の更なる効率化・高度化を図る事を目的として、一般社団法人日本みち研究所が管理・運営する「全国道路施設点検データベース」により、道路施設情報（諸元や点検データ等）の管理・提供を受けるものである。 当該法人は、「道路施設のデータベースの管理運営機関の公募」により、「全国道路施設点検データベース」の整備及び管理運営を行う機関に選定された唯一の法人である。 よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 非公表 | 3,465,000 | #VALUE! | | |
| 42 R 4 特殊車両通行確認システム他改良業務 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 | 令和5年3月30日 | R 4 特殊車両通行確認システム他改良業務建設技術研究所・日立製作所共同提案体 東京都中央区日本橋浜町3-2-1-1 | 7010001042703 | 本業務は、特殊車両通行確認システム（以下「本システム」という）における、通行確認申請を行うシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行うものである。 本システムは、特殊車両の通行確認制度における申請手続きを、オンラインによって行うシステムであり、改良にあたっては、特殊車両の通行確認の業務に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 このため、本システムの開発者であり上記の技術的要件等を兼ね備えている者である下記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法 第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第1号 | 310,830,641 | 310,827,000 | 100.00% | | |